

平成28年9月27日

各 位

会 社 名 大井電気株式会社 代表者の役職名 取締役社長 石田 甲 コード番号 6822 問い合せ先 経営管理本部長田中繁寛 045-433-1361

排除措置命令及び課徴金納付命令への対応について

当社は、平成 27 年 5 月 19 日に、東京電力株式会社が発注する電力保安通信機器の受注について、また、平成 28 年 2 月 16 日には、中部電力株式会社が発注する電力保安通信機器の受注について、他の電力保安通信機器の製造事業者らと共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしている疑いがあるとして、それぞれ公正取引委員会の立入り検査を受けました。そのうち、平成 27 年 5 月の事案に関しましては、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成 28 年 7 月 12 日付にて排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。概要につきましては同日に開示させていただいておりますが、改めて株主様、お取引先様を始め、関係の皆さまには、多大なご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げる次第であります。

当社は、従前より、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題として掲げ、行動規範の策定や継続的な研修等を通じてコンプライアンス教育を実施し、役職員一人一人の法令遵守・企業倫理意識の浸透・高揚を図ってきたにもかかわらず、このような事態になりましたことを厳粛かつ深刻に受け止め、再発防止に向けて、更なるコンプライアンス体制の強化に努める所存であります。

既に、昨年より、営業員向けの教育・研修の実施、入札手続きの管理強化、同業他社との接触規制厳格化などに取り組んでいるところでありますが、新たに下記の再発防止策を決定しましたので、速やかにかつ着実に実施してまいります。

記

1. 再発防止策について

(1)経営トップによるサポート

不変の経営姿勢として、企業体質を強化する上で競争に積極的に立ち向かうことが、 企業自体にとってプラスであり、独占禁止法違反が反社会的行為として二度と繰り返 してはならないことを改めて確認し、周知徹底を図ってまいります。

(2)法令遵守フォロー等に責任を持つ組織体制の見直し

法令・企業倫理面からの遵守状況実態調査・検証、コンプライアンスの普及促進・ 啓発をはじめ、コンプライアンス経営の一層の推進を図る全社的な体制を明確化し、 継続的な改善を推進してまいります。

(3)違反行為に対する責任の明確化

独占禁止法に違反した場合の処分について、より具体的に明示するなど関連規定の 整備を図ります。

(4)日常業務化とフォローアップ

ア. 研修の充実

階層別研修や e ラーニングの継続的実施に加え、専門的知見を有する社外有識者等による独占禁止法に特化した研修などを通じ、独占禁止法遵守意識の浸透・高揚を図ってまいります。

イ.相談

内部通報制度をより実効性のあるものとする為、窓口の充実 (グループ関連会社も 含めた対象範囲の拡大・周知、第三者機関の利用)を図り、躊躇なく相談・報告が行 われやすい環境の整備を図ってまいります。

ウ. 早期発見、早期予防対策

問題が起こる可能性のある領域の早期発見・予防の為、自己申告者や調査協力者の 保護制度(懲戒処分等の減免)の主旨を明確にし、周知してまいります。

工. 内部監査

実施要領を見直し、入札業務に関連する営業部門に対して定期的に監査を実施し、 社内ルールの遵守状況や研修実施状況などを確認するとともに、指摘・改善事項について確実にフォローします。

オ. 営業業務の見直し

独占禁止法遵守についての理解を深めることを狙いとし、日々の営業活動に活用できる実用的な独占禁止法遵守マニュアルやチェックリスト作成等の工夫をします。

2. 役員報酬の返上について

この度の事態を真摯に受け止め、関係各位に多大なご迷惑をお掛けしたことに対しまして経営として深い反省の意を込めて、また、信頼回復に向けて再発防止等にむけた取り組み姿勢をより明確にするため、次のとおり 取締役の月額報酬を自主返上することといたしました。

代表取締役社長月額報酬の20% 2ヵ月関連の常勤取締役月額報酬の10% 2ヵ月